

「札幌市医療非常事態宣言」が出ています。とても大切なお願いです。

～「まん延防止等重点措置」が始まります（特措法）*特措法は国の法律です～

どこで

札幌市内

2021年5月8日

いつ

2021年5月9日(日)～5月31日(月)

内容

「札幌市医療非常事態宣言」が出ています。人とあうことをもっと少なくする必要があります。外へ出かけないでください。他の市・町・村へ行かないでください。北海道に住む人、札幌市内にいる人にお願いをします。
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条)

【北海道に住んでいる人、札幌市内にいる人へ お願い】(5月9日～)

(外へ出かけるとき)

◆必要なとき以外 出かけない。他の市、町、村へ行かない。(特措法第24条

第9項) ※必要なとき：病院などへ行くとき、食料・薬・生活に必要なものを買うとき、仕事へいく必要があるとき、外での運動や散歩など、生活や健康に必要なことをするとき

そして、必要なときでも、人がたくさんいる場所や時間は 行かないでください。

◆必要なとき以外、北海道から他の都府県へ行かない。特に「緊急事態が出ている都府県」へは 行かない(特措法第24条第9項)

(飲んだり食べたりするとき) ※飲食店 (飲んだり食べたりできる店)

◆午後8時を過ぎたら、飲食店などに行かない(特措法第31条の6第2項)

◆うつらない・ひろげないように していない飲食店や 時間を守っていない飲食店には 入らない(特措法第24条第9項)

◆外・公園で 大人数でお酒を飲むなど、うつる・ひろがる行動をしない(特措法第24条第9項)

◆一緒に住んでいない人と 飲んだり 食べたりしない(特措法第24条第9項)

いんしょくてん ねが がつ にち
【飲食店などへの お願い】 (5月12日～)

いつまで

5月12日(水)～5月31日(月) (※)

※ 5月9日から11日までは、これまでの「札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策」(特措法24条 第9項/お願い)で、お酒を出す時間は 午前11時から午後7時まで、お店を開ける時間は 午前5時から午後8時までと お願いしています。

どこで

- ・飲食店 (家へ届けたり・持って帰ることはできます)
- ・バー、カラオケボックスなどで「**食品衛生法の飲食店営業許可**」を受けている店

ねが
お願い
すること

◆お酒などを 出さない(お店に 持って行って飲むことも出来ません)
(特措法第31条の6第1項)

◆店を開ける時間は、午前5時から午後8時まで (特措法第31条の6第1項)

※お願いに協力した店などには、支援金を支給します【調整中】

◆うつらない・ひろげないために 次(つぎ)に書いてあることをしてください。

「業種別(それぞれの場所での)ガイドライン」を守ってください。

(特措法第24条第9項、特措法第31条の6第1項)

- ・店で 働く人たちの 検査を できるだけ おこなう
- ・入る人が うつらないように 整理したり、案内する
- ・熱がある人、具合の悪い人などは 入ることができないことに する
- ・手や 指を 消毒する 場所を つくる
- ・つかっている 場所を 消毒する
- ・マスクをすること、感染を ひろげないために 行っている とりくみを 知らせる
- ・理由がないのにマスクをしない人が 店などに入ること・中(なか)にいることは できないよ
うにする
- ・建物の空気をいれかえる
- ・アクリル板などを置く。人と人が間をあけて、うつらないようにする
- ・カラオケを つかわない

【まん延防止等重点措置になったときの国の支援金基準額】

◆中小企業: 1日あたりの売上金で変わります 30,000円～100,000円

◆大企業: 1日あたり売上の少なくなった金額で変わります 最大で200,000円

【イベントを行うときのお願い・協力について】 (5月11日～)

【イベントを行うために必要なこと(特措法第24条第9項)】

いつ **5月11日(火)～5月31日(月) (※1)**

※1 5月8日から5月10日までは知らせる期間で、5月11日から行う。
5月10日までにチケットを売ることが始まっているイベントは、今までどおり、入る人数が**50%以内**であれば、5,000人をこえることができ、午後9時を過ぎることもできる。
5月11日を過ぎてから、チケットを売るイベントは、下に書いてある人数までとし、午後9時までとする。

人数 **5,000人まで**

はい 入ることが できる人数	おおごえ おうえん 大声でさけんだり、応援することがあるもの ロック、コンサート、スポーツイベント、公営ギャンブル、 公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベントなど	50%(※2)以内 (席がないときは 十分な間をあける)
	おおごえ おうえん 大声でさけんだり、応援することがないもの ・クラシックコンサート、演劇など、踊り、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会など の ・飲んだり、食べたりをするが、声を出さないもの(※3)	100%以内 (席がないときは 適切な間をあける)

※2 同じグループ(5人まで)では席の間を空けなくても良い。そのときは、人が入ることが出来る人数は**50%を超えるときがある**

※3 食べることが出来るイベントでも、うつらない・ひろげないための必要なとりくみをして、イベントで声をださないもの

- イベントを行うときのお願い・協力の内容
- ◆お酒などを出さない(お酒などを持って行って飲むこともできません)(協力のお願い)
 - ◆時間は午後9時まで(観客がいないイベントを除く)(特措法第24条第9項)
 - ◆「業種別〔それぞれの場所での)ガイドライン〕を守る(特措法第24条第9項)
 - ◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムを使う、名簿をつくるなど、誰が参加していたかわかるようにする(特措法第24条第9項)
 - ◆全国を移動しているイベントや、参加する人が1000人を超えるイベントをするときは、北海道に先に相談する(特措法第24条第9項)

【事業者へのお願い・協力について】(5月9日～)

- ◆けいざいだんたい きょうりょく経済団体と協力して、じかん時間をずらして しごと い仕事へ行くなど、いま今までよりさらにしっかりとおこな行う（目標：札幌市で もくひょう さっぽろししごと場に い行く人を 70%70%へらす）（協力ねがのお願い）
- ◆「業種別（それぞれの場所での）ガイドライン」を まも守る（**特措法第24条第9項**）
- ◆きゅうけい休憩・しょくじ食事をする場所など、ばしょしごと場の中で きけんうつる危険が あるある場所を いちど てんけんもう一度 とくそほうだい じょう だい こう点検する（**特措法第24条第9項**）
- ◆おも主な観光の建物のかんこう たてものライトや みせ店がたくさんある場所での店の看板は、午後8時を過ぎたら電気でんきを消す。（協力ねがのお願い）

【交通事業者への協力について】(5月12日～)

- ◆ちかてつ地下鉄・しでん市電の さいしゅうでんしゃ最終電車の時間を はや早くし、大通駅、さっぽろ駅で えき けんおん検温を行う（協力ねがのお願い）
- ◆ほか他の こうつうじぎょうしゃ交通事業者についても、さいしゅう最終の びん じかん便の時間を はやく早くするなどの対応を たいおう かんが考える（協力ねがのお願い）

【学校へのお願い】(5月9日～)

- ◆えいせいかんり衛生管理マニュアル（R3.4.28）を よ読んで、がっこう かつどう がくせい学校の活動、す たてもの学生だけが住む建物で 「うつらない・ひろげない」対策をしっかりと行う（**特措法第24条第9項**）
- ◆がっこうぎょうじ学校行事（うんどうかい たいいくさい運動会、しゅうがくりょこう体育祭、しゅくはくがくしゅう修学旅行やちゅうし えんき宿泊学習など）を じかん中止、すく延期する、とくそほうだい じょう だい こう時間などを少なくする（**特措法第24条第9項**）
- ◆ぶかつ やす部活は、がっこう ひつよう休みにする（ばあい学校が必要とする場合※は おこな行う）
- ※しっかりと たいさくうつらない・たいかいひろげない対策をしている大会やコンクールなどへの参加・その大会の練習など、さんか学校が必要とし
- ◆たときを きびしく選ぶ大学、だいがく せんもんがっこう専門学校では えらオンライン授業をしたり、じゅぎょうクラスを分けて わ授業をするなど、じゅぎょうたくさん人が ひと あつ集まらないようにする

とくそほうだい じょう だい こう
（特措法第24条第9項）

【飲食店 以外の場所への お願い①】（5月12日～）

ねが
お願いする
たてもの
建物

- 劇場（踊りやコンサートを見る場所）や 映画館など
- 集会場 や 公会堂（たくさんの人が集まる場所）など
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール（イベントの場所）など
- ホテル、旅館（人が集まる場所を提供した部分だけ）

◆お酒などを 出さない（お酒などを 持って行って 飲むこともできません）

きょうりょく ねが
（協力のおお願い）

◆時間は午後8時まで（イベントをすることや 映画館は午後9時）までとする

とくそほうだい じょう だい こう
（特措法第24条第9項）

◆参加する人は 5,000人まで

大きな声を出さないときは、その場所に入る ことができる 人数は 100%以内

大きな声を出すときは、その場所に入る ことができる 人数は 50%以内

とくそほうだい じょう だい こう
（特措法第24条第9項）

◆会場に入る人を 並べたりするのを しっかりする（特措法第24条第9項）

◆会場に入る人が 並んでいる状況などを ホームページなどで たくさんの人へ

知らせる（協力のおお願い）

ねが
お願い・
きょうりょくないよう
協力の内容

いんしょくてんいがい ばしょ ねが がつ にち
【飲食店 以外の 場所への お願い②】(5月12日～)

ねが
お願いする
たてもの
建物

- たいいくかん じょう おくない じゅうどう けんどう
●体育館、スケート場、スイミングプール、屋内のテニスコート 柔道や剣道の
どうじょう じょう ゆうえんち やきゅうじょう じょう
道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、
おくがい りくじょうきょうぎじょう れんしゅうじょう れんしゅうじょう
屋外のテニスコート、陸上競技場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など
はくぶつかん びじゅつかん かがくかん きねんかん すいぞくかん どうぶつえん しょくぶつえん
●博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など

ねが
お願い・

きょうりょくないよう
協力の内容

- さけ だ さけ も い の
◆お酒などを 出さない (お酒などを 持って行って 飲むこともできません)
きょうりょく ねが
(協力のお願い)
- ごえ ばあい じかん ごご じ ごご じ
◆(1000㎡超の場合) 時間は 午後8時 (イベントのときは午後9時) まで
とくそほうだい じょう だい こう
(特措法第24条第9項)
- いか ばあい じかん ごご じ ごご じ
◆(1000㎡以下の場合) 時間は 午後8時 (イベントのときは午後9時) まで
きょうりょく ねが
(協力のお願い)
- さんか ひと にん
◆参加する人は **5,000** 人まで
- おお こえ だ ばしょ はい にんずう いない
大きな声を出さないときは、その場所に入ることができる 人数は **100%** 以内、
おお こえ だ ばしょ はい にんずう いない
大きな声を出すときは、その場所に入ることができる 人数は **50%** 以内
とくそほうだい じょう だい こう
(特措法第24条第9項)
- かいじょう はい ひと なら とくそほうだい じょう だい こう
◆会場に入る 人を 並べたりするのをしっかりする (特措法第24条第9項)
- かいじょう はい ひと なら じょうきょう など ひと
◆会場に入る 人を 並べたりしている 状況を ホームページ等で たくさんの人へ
し きょうりょく ねが
知らせる (協力のお願い)

【飲食店 以外の 場所への お願い③】（5月12日～）

ねが
お願いする
たてもの
建物

- スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど
- 個室ビデオ店、個室付 浴場業に係る 公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売（競馬の券の売り場）、場外車券売場（自転車やバイクレースの券売り場）など
- スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など
- ショッピングモール、ショッピングセンター、デパート、家電量販店など

ねが
お願い・
きょうりょくないよう
協力の内容

◆お酒などを出さない（お酒などを 持って行って 飲むこともできません）（協力のお願い）

◆◆（1000㎡超の場合）時間は 午後8時まで（特措法第24条第9項）

※ショッピングモール、ショッピングセンター、デパート、家電量販店などのうち、生活に必要なものを、売っている場所は入りません。

◆（1000㎡以下の 場合）時間は 午後8時まで とする（協力のお願い）

※ショッピングモール、ショッピングセンター、デパート、家電量販店などのうち、生活に必要なものを、売っている場所は入りません。

◆会場に入る人を 並べたりするのを しっかりする（特措法第24条第9項）

◆会場に入る人を 並べたりしている 状況を ホームページ等で たくさんの人へ 知らせ

る（協力のお願い）

※ 遊興施設（キャバレーやクラブなど）のうち、法律（食品衛生法）の飲食店営業の許可を受けているお店は、特措法に基づ

くお願いのの対象となります

※ ネットカフェ・マンガ喫茶など、夜に長い時間いることを目的とした利用がかなりある建物はお願いの対象となりません

札幌にある道立、または市立の建物は、基本的に休みに なります。